

入札公告等に関する質問についてのお願い

管 理 課
技 術 企 画 課

【入札質問の取扱いについて】

入札案件の予定価格は、入札公告・指名通知・見積依頼にある単価抜設計書等により算出していますので、図面や特記仕様書とともに、積算条件や積算数量等を確認の上、応札してください。

開札日以降に発注機関が予定価格の積算等に誤りを確認した場合は、原則として入札手続を中止していますが、その誤りに関する入札質問期間中の質問がなく、修正を行うことができずに開札に至ったとしても、発注機関の判断により、入札の円滑な実施や工事等の早期着手や完成の観点から、手続を継続することがありますのでご了承ください。なお、継続する場合は、予定価格や最低制限価格は変更しません。

このため、入札公告等の内容に関して、疑問点や不明な点がある場合は、必ず、入札公告等に記載された質問期間中に電子メールにより発注機関へ質問をしてください。

(メールの件名に「入札質問」と記載し、本文に「案件名」、「質問事項」、「質問者名」及び「連絡先」を入力してください。)

「電話による質問」や「質問期間を過ぎた質問」は入札の円滑な実施に支障をきたすため、お答えできません。

【入札質問に対する回答の取扱いについて】

入札質問に対する回答については、入札書受付開始日の前日までに入札情報サービスに掲載します。ただし、ネットワークの不具合、メンテナンス、障害発生等によりメールが送受信されないことがありますので、入札書受付開始日の前日までに回答がない場合は、電子メールを送信した発注機関に、必ず、電話にて確認をしてください。